

公 示

「一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する関係通達の
解釈及び運用」の一部改正について

九運公第59号

標記について、別紙のとおり一部改正を行ったので公示する。

令和2年11月24日

九州運輸局長 岩 月 理 浩

公 示

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する関係通達の
解釈及び運用

制 定 平成25年 9月30日 九運公第30号
一部改正 令和 2年11月24日 九運公第59号

「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準」（平成25年9月30日付け九運公第29号。以下「処分基準」という。）及び「自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表の基準」（平成25年9月30日付け九運公第37号。以下「公表基準」という。）の解釈及び運用について下記のとおり定める。

平成25年9月30日

九州運輸局長 佐藤 尚之

記

I 処分基準関係

1. 処分基準1. 通則関係

- (1) 処分基準1. (1)の勧告又は警告を行うときは、「勧告書」又は「警告書」を発出するものとする。この場合において、「警告書」は「勧告書」より厳しい文章表現とする。
- (2) 処分基準1. (2)に規定する「同一の違反」は、処分基準別表第1に定める違反行為の事項ごととし、同一の事項における違反については、違反の多寡にかかわらず同一の違反とする。
- (3) 次のいずれかに該当する場合の処分基準1. (2)における営業所の行政処分等の履歴の取扱いについては、次によるものとする。
 - ① 営業所の合併があった場合、合併前の営業所が受けた行政処分等は、合併後の営業所が受けた行政処分等として取り扱うものとする。
 - ② 営業所の分割があった場合、分割前の営業所が受けた行政処分等は、当該営業所に係る運送事業の全部又は一部を承継した営業所それぞれが受けた行政処分等として取り扱うものとする。
 - ③ 事業者たる法人の合併又は相続があった場合、合併前の法人又は被相続人の営業所が受けた行政処分等は、合併後の法人又は相続人の相当する営業所が受けた行政処分等として取り扱うものとする。
 - ④ 事業者たる法人の分割又は事業の全部若しくは一部の譲渡（処分基準1. (16)の

「事業の全部若しくは一部の譲渡」をいう。)により、運送事業の全部又は一部の譲渡があった場合、分割前の法人又は譲渡人の営業所(以下この号において「従前営業所」という。)が受けた行政処分等は、分割により承継した法人又は譲渡人及び譲受人の、従前営業所に係る運送事業の全部又は一部を承継した営業所それぞれが受けた行政処分等として取り扱うものとする。

- (4) 処分基準1.(7)の「一定の違反」とは、処分基準別表第1の違反行為の事項欄中(※)、(◎)若しくは(☆)が付されている違反又は救護義務違反、酒酔い運転、薬物等使用運転、妨害運転、無免許運転、酒気帯び運転、過労運転若しくは最高速度違反を伴う事故を引き起こした場合における当該違反に関連する処分基準に掲げる違反事項に係る違反とする。
- (5) 処分基準1.(9)の「相当の注意及び監督が尽くされたことの証明」とは、事業者が平素乗務員に対し輸送の安全性についての訓示を与えたり、関係法令の遵守について指導を行っている程度の事実関係では適用しないものとし、整備管理、運行管理等を総合的に見て判断するものとする。
- (6) 処分基準1.(10)の「旅客自動車運送事業関係行政処分審査委員会」は、自動車交通部長、自動車交通部次長、首席自動車監査官、自動車監査官及び自動車技術安全部長、保安・環境課長、保安・環境課専門官、保安・環境係長で構成するものとし、設置要領については、九州運輸局において作成するものとする。
- (7) 処分基準1.(16)の「事業の全部若しくは一部の譲渡」とは、道路運送法第36条第1項の規定による認可を要する運送事業の事業の譲渡のほか、運送事業の事業目的のために組織化され、有機的一体として機能する事業用自動車等の財産(運転者との雇用関係その他経済的価値のある事実を含む。以下同じ。)を譲渡することにより、実質的に運送事業を譲渡した場合を含むものとする。
- (8) (7)の実質的に運送事業を譲渡した場合における処分基準1.(16)の「継続性及び同一性を有すると認められるもの」は、次の①又は②の基準を参考とし、かつ、資本及び役員の実態を勘案して判断するものとする。
 - ① 譲渡人の運送事業について、事業目的のために組織化され、その有機的一体として機能する事業用自動車等の財産の概ね2分の1以上が譲受人(2以上の譲受人があるときは、当該2以上の譲受人)に譲渡されていると認められる場合
 - ② 譲受人(2以上の譲受人があるときは、それぞれの譲受人)の運送事業について、事業目的のために組織化され、その有機的一体として機能する事業用自動車等の財産の概ね2分の1以上が譲渡人から譲渡されていると認められる場合

2. 処分基準2. 法令違反に係る点数制度関係

- (1) 処分基準2.(4)②の「所要の措置」とは、処分基準1.(11)による措置その他行政処分の際に受けた指導内容に係る措置をいう。
- (2) 1.(7)及び(8)の規定は、処分基準2.(7)の「事業の全部若しくは一部の譲渡」について準用する。

3. 処分基準3. 自動車等の使用停止処分関係

(1) 処分基準 3. (5)の「処分車両数及び処分期間の配分」については、処分権者が、あらかじめ、処分等の実効性を確保するために必要な最低停止車両数（遊休車両の台数を考慮するものとする。）、停止対象となる車両等についての基準（以下「当該基準」という。）を定め、これを公表するものとする。

なお、当該基準には、停止対象の車両の決定基準として以下の①から④を規定し、処分権者が停止対象の車両指定及び停止時期指定を速やかに行うものとする。

また、停止対象の車両指定は、①、②、③、④の順に該当する車両を指定するものとする。

①違反事業者の違反営業所等の違反車両

②違反事業者の違反営業所等の違反車両と初度登録年月が同一の車両（④の車両を除く。）

③違反事業者の違反営業所等の配置車両のうち、初度登録年月が新しい車両（④の車両を除く。）

④違反事業者の違反営業所等の配置車両のうち、特種需要に対応する車両

(2) (1)の「遊休車両の台数」は、次の式により算出する（1台未満の端数は切り捨てる。）ものとする。

監査日において事業者が保有する車両数×（1－実働率）

実働率は、原則として、監査日前3ヶ月（土曜日、日曜日、祝日及び事業者の全休日を除く。）の平均実働率とし、事業者から提出された輸送実績報告書等の延実在車両数、延実働車両数に基づき算出するものとする。この場合において、事故車両、故障車両、車検中の車両その他稼働することが不可能な車両については、稼働車両に含めるものとする。

この場合において、九州運輸局は、地域の実情を考慮して稼働車両に含める車両を別に定め、公表することができるものとする。

なお、監査日から処分日までの間に増車の認可又は届出があったときは、その台数分を遊休車両の台数に加えるものとし、その間に減車が確認されたときは、その台数分を遊休車両の台数から減ずるものとする。

(3) 処分基準 1. (16)を適用して処分基準 3. の自動車等の使用停止処分を行う場合は、事前に本省自動車局安全政策課及び旅客課に連絡するものとする。

4. 処分基準 4. 事業の停止処分関係

(1) 処分基準 4. (1)の事業の停止処分を行う場合には、事前に本省自動車局安全政策課及び旅客課に連絡するものとする。

(2) 処分基準 4. (1)④ロの「運行管理者が全く不在（選任なし）」とは、監査時において、特段の理由（運行管理者の急死、急病等）もなく選任を怠っていた場合をいう。

(3) 処分基準 4. (1)④ハの「著しく遵守されていない」とは、事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準（平成13年国土交通省告示第1675号。以下「告示」という。）の未遵守が1ヶ月間で計31件以上あった運転者が3名以上確認され、かつ、過半数の運転者について告示に規定する拘束時間の未遵守が確認された場合をいう。

- (4) 処分基準4. (1)④ニの「点呼を全く実施していない」とは、事業用自動車の日常点検の実施又は確認の報告、酒気帯びの有無及び健康状態の確認並びに事業用自動車、道路及び運行状況の報告等乗務前及び乗務後の点呼において実施すべき点呼項目が全く実施されていない場合をいう。
- (5) 処分基準4. (1)④への「整備管理者が全く不在（選任なし）」とは、監査時において、特段の理由（整備管理者の急死、急病等）もなく選任を怠っていた場合をいう。
- (6) 処分基準4. (4)の「改善計画」の様式例は、別添のとおりとする。
- (7) 処分基準4. (7)の規定により7日間の事業の停止処分をした後で、処分基準4. (5)に該当することが判明した場合には、更に同項の規定により事業の停止処分を行うものとする。この場合において、同項中「14日間」とあるのは、「7日間」とする。
- (8) 処分基準4. (9)の規定により3日間の事業の停止処分をした後で、処分基準4. (5)に該当することが判明した場合には、更に同項の規定により事業の停止処分を行うものとする。この場合において、同項中「14日間」とあるのは、「11日間」とする。
- (9) 処分基準4. (8)の規定により3日間の事業の停止処分をした後で、処分基準4. (6)に該当することが判明した場合には、更に同項の規定により事業の停止処分を行うものとする。この場合において、同項中「7日間」とあるのは、「4日間」とする。
- (10) 処分基準4. (9)の規定により3日間の事業の停止処分をした後で、処分基準4. (7)に該当することが判明した場合には、更に同項の規定により事業の停止処分を行うものとする。この場合において、同項中「7日間」とあるのは、「4日間」とする。

5. 処分基準5. 営業区域の廃止に係る事業計画の変更命令関係

- (1) 処分基準5. (1)の営業区域の廃止に係る事業計画の変更命令を行う場合には、事前に本省自動車局安全政策課及び旅客課に連絡するものとする。
- (2) 処分基準5. (3)の「改善計画」の様式例は、別添のとおりとする。

6. 処分基準6. 許可の取消処分関係

- (1) 処分基準6. (1)の許可の取消処分を行う場合には、事前に本省自動車局安全政策課及び旅客課に連絡するものとする。
- (2) 処分基準6. (1)の「改善計画」の様式例は、別添のとおりとする。
- (3) 1. (7)及び(8)の規定は、処分基準6. (2)②の「事業の全部若しくは一部譲渡」について準用する。

II 公表基準関係

公表基準4. (1)による報道機関等への資料提供のうち、一般紙への資料提供については、地域の実情に応じ、違反点数が21点以上の事業者について行うことでもよいものとする。

附 則

1. この基準は、平成25年11月1日から施行する。
2. 処分基準附則2. に基づいて従前の規定により行政処分等を行う場合は、なお従前の例による。

附 則（令和2年11月24日 九運公第59号）

1. この基準は、令和2年11月27日から施行する。
2. 令和2年11月26日以前の違反行為については、改正前の基準に定める規定により行政処分等を行うものとする。

(別添)

平成○年○月○日

○○運輸局長 あて

○○○○○バス (株)

代表者

改善計画書

今般、当社の事業運営に係る道路運送法及び関係法令違反に基づき予定される行政処分に対して、違反又は事故の再発防止及び安全の確保並びに生活交通の確保に関する具体的方策に関する計画を策定したので報告いたします。

(違法又は事故の再発防止及び輸送安全確保の具体的方策)

1. 具体的な違法行為改善策
2. 違法行為再発防止策
3. 安全総点検の実施
4. 安全マネジメント体制の導入 (見直し)
5. 運行管理体制の見直し
6. 乗務員に対する研修、指導の徹底
7. 安全性向上に向けた革新技術の導入

(生活交通の確保の具体的方策)

8. 生活交通の確保に係る自己の方策
例：輸送力の増強計画
9. 他事業者の協力等による生活交通の確保に係る方策

(行動計画期間その他)

10. 計画期間
11. 計画の実施に当たっての配慮事項

※ 改善計画書のイメージ